

## 平成 22 年度 統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について(概要)

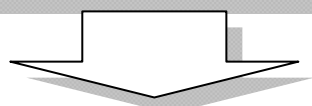
### 経緯等

平成 23 年 9 月 22 日  
統 計 委 員 会

・統計委員会は、毎年度、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げる事項等に関する各府省の取組状況（統計法施行状況）について、総務大臣からの報告を受けて、当該施行状況を審議し、その結果を報告書として取りまとめ、公表。昨年度に引き続き 2 回目の実施。

### 審議結果

東日本大震災に係る統計データの提供等を重要な事項として審議し、統計整備等の方向性を取りまとめ。また、昨年度の重要な事項について、その後の措置状況をフォローアップし、施策の推進に当たっての留意事項等を取りまとめ。



## (1) 重要検討事項に関する統計整備等の方向性

### ○ 東日本大震災に係る統計データの提供等

- ・被災により調査対象地域の一部を除外等した場合、可能な限り補完的、補足的な調査や推計などを実施
- ・全国集計値の時系列データの分析等において、利用者の誤解を招かないよう、上記に関する情報を適切に公表・保存

## (2) 昨年度の重要検討事項のフォローアップ(留意事項等)

### ○ 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

- ・関係府省の会議等の場を活用した関係府省との連携・協力、推計マニュアルの段階的な整備
- ・プロジェクトチームにおける組織的・継続的な専門的知見の蓄積・活用、担当チーム間の密接な連携

### ○ ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用

- ・整備方針に掲げている事項の着実な実現のために必要なリソースの確保等

### ○ ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

- ・企業・事業所の雇用管理、経営状況、労働者の就業継続等を総合的に把握するための整備を検討

### ○ 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

- ・既存の雇用・労働統計の中に新たな調査項目を設計する際、他の雇用・労働統計との調査項目間の比較可能性に配慮
- ・同一企業内の就業形態転換の詳細について、既存の雇用・労働統計の中での捕捉可能性の検討

### ○ オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用)、調査票情報の提供

- ・二次的利用について対象となる統計調査の拡大や海外からの利用に対する検討が必要
- ・二次的利用等に係る課題は政府統計情報の活用を促す規制改革等の動きにも留意して検討を推進

### ○ 統計職員等の人材の育成・確保

- ・専門性の高い人材の育成に向けて具体的方策等に結びつく研究の推進や大学等との連携強化を検討
- ・国際対応力の向上のため、一層積極的に国際的動向を把握した上で個別分野に対応する取組が必要

### ○ 行政記録情報等の活用

- ・個々の申告データの電子化の状況等に十分留意しつつ、保有機関と密接に連携して対応

## ② ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

### ア 統計整備等の方向性

総務省は、関係府省等と連携して、基本計画に掲げられた統計データ及び行政記録のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要がある。その際、総務省は、各府省が保有する基盤的・共通的な統計データの収録や、ビジネスレジスターにおいて使用する共通事業所・企業コードの維持管理方法等に関する検討の結論を早期に得て、各種統計調査における欠損データの補完や、ビジネスレジスター内の統計データの時系列的整備、各府省の統計データ管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する。

### イ 平成22年度において講じられた措置

- 上記アの統計整備等の方向性への対応を含む、「ビジネスレジスターの整備方針」（以下「整備方針」という。）を平成23年3月25日に総務大臣決定し、各府省に通知した。整備方針の概要は以下のとおりである。
  - ビジネスレジスターへの各種情報の収録
    - ・ 統計調査の実施計画の収録
    - ・ 調査対象名簿の収録・重複排除の実施
    - ・ 主要な統計調査結果（産業別全数調査、大規模調査等）の時系列収録
    - ・ 主要な行政記録情報（商業法人登記情報、労働保険情報等）の活用
    - ・ 民間情報の活用、地理空間情報の収録について検討
  - ビジネスレジスターから各府省に提供される情報
    - ・ 統計関係業務支援機能の整備
    - ・ 調査客体の母集団情報の提供
    - ・ 統計調査の補完、検証用データの提供
    - ・ 共通事業所・企業コードの提供
  - 共通事業所・企業コードの保持  
各府省において、共通事業所・企業コードを保持し、調査・集計に活用

（注）下線部は統計整備等の方向性で提示した事項に対応するもの。

- 整備方針に基づき、今後は以下のスケジュールで作業を進めていく予定である。

#### **【平成23年度】**

- 各種統計調査結果や行政記録情報の照合・収録に向けた検討
- 年次フレーム、レジスター統計の作成方法の検討
- 運用管理規程の作成

#### **【平成24年度】**

- ビジネスレジスターの試験運用の実施（平成24年4月～）
- ビジネスレジスターの正式運用開始（平成25年1月～）

### ウ 施策の推進に当たっての留意事項

- 整備方針を策定し、計画的にビジネスレジスターの構築を進めており、積極的に対応しているものと評価できる。
- 引き続き、整備方針に掲げている事項が着実に実現するよう、必要なリソースの確保等に留意しながら整備を進めることが望まれる。

## ビジネスレジスターにおける行政記録情報等の活用

### 1 ビジネスレジスターの役割

ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）は、国内の全ての事業所・企業の所在地、従業者数、産業（事業内容）等をデータベース化し、事業所・企業関係の統計調査の基盤として母集団情報の提供等を行うものである。

### 2 ビジネスレジスターと経済センサス

ビジネスレジスターは、基本的には、5年周期で実施される経済センサスー基礎調査及び経済センサスー活動調査に基づきデータの更新等が行われる。両調査はいずれも国内の全ての事業所・企業を対象に所在地、従業者数、事業内容等（注）を把握する全数調査である。

	第1回	第2回
経済センサスー基礎調査	平成21年7月	平成26年7月（予定）
経済センサスー活動調査	平成24年2月	平成28年（予定）

（注）経済センサスー活動調査は売上高等の経理事項も調査する。

### 3 ビジネスレジスターにおける行政記録情報等を活用した母集団名簿の整備

事業所・企業の新設・改廃という事象は日々発生するものの、経済センサスは5年に2回の周期で実施するため、精度の高い母集団情報をユーザーに提供するためには、適時・適切にデータを更新することが必要となる。

このような更新作業の一環で、ビジネスレジスターを所管している総務省（統計局）は、法務省の協力を得て、商業・法人登記データの情報を定期的に入手してデータの更新を図っている（平成21年7月分から毎月）。

さらに、総務省では、個人企業関係のデータ更新をするため、厚生労働省の協力を得て、労働保険情報を用いてデータの更新を実施する方向で検討を進めている（その他、民間情報等の収録も検討中）。

### 4 ビジネスレジスターの整備スケジュール

平成23年3月 整備方針（総務大臣決定）  
 平成23年度中 運用管理規程の作成  
 平成24年4月～ 試験運用  
 平成25年1月～ 本格運用

### 5 ビジネスレジスターの活用がもたらす効果

- 正確な統計の作成  
 経理項目を収録して年次の母集団情報を提供すること等により、精度の高い標本設計等が可能となる。
- 被調査者の負担軽減  
 名簿に調査履歴情報を付することにより、特定の調査客体に過度の負担が発生することを回避することが可能となる。
- 各種統計調査を連結した集計・分析  
 共通事業所・企業コードの提供により、各種統計調査の結果を連結した集計・分析等が可能となる。